

Intellectual Property

Newsletter No.112

Contents

特許侵害

携帯電話等の外部ディスプレイ表示に関する特許権を有するXが携帯電話等の販売業者が特許権侵害をしているとして携帯電話等の販売業者を訴え、携帯電話等の製造メーカーが販売業者に補助参加した事件で原審が無効の抗弁を認め、控訴審でXが訂正の再抗弁を主張したところ、知財高裁も無効の抗弁を認めた上、訂正によって無効理由は解消されないとして控訴を棄却した事例

知財高裁(4部)令和8年1月26日判決〔携帯電話等外部ディスプレイ表示特許侵害訴訟事件〕

審決取消

タイプ2糖尿病の治療薬の発明にかかる特許に 無効理由があると判断した審決取消訴訟

知財高裁(4部)令和8年2月9日判決〔タイプ2糖尿病治療薬事件〕

商標

使用による自他識別力の取得が否定された事例

知財高裁(4部)令和8年2月25日判決〔DEEP CLEANSING OIL事件〕

お知らせ

執筆情報のご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

携帯電話等の外部ディスプレイ表示に関する特許権を有するXが携帯電話等の販売業者が特許権侵害をしているとして携帯電話等の販売業者を訴え、携帯電話等の製造メーカーが販売業者に補助参加した事件で原審が無効の抗弁を認め、控訴審でXが訂正の再抗弁を主張したところ、知財高裁も無効の抗弁を認めた上、訂正によって無効理由は解消されないとして控訴を棄却した事例



平野 恵稔

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和8年1月26日判決(令和7年(ネ)第10049号)裁判所ウェブサイト
(携帯電話等外部ディスプレイ表示特許侵害訴訟事件)

1. 本件は、携帯電話等の外部ディスプレイ表示に関する特許権を有するXが、携帯電話等の販売者Yに対し、Yが販売するY各製品(携帯電話等)は本件特許の特許請求の範囲の請求項1に係る本件発明の技術的範囲に属するものであるとして、Y各製品を販売したことが本件特許権の侵害に当たり、これにより損害を被ったと主張して、不法行為に基づく損害賠償として、損害金55億0500万円の一部である1000万円等の損害の支払を求める事案で、Y各製品の製造者であるZらがYに補助参加しました。原審でY及びZらは属否を争い、また、サポート要件違反、実施可能要件違反、複数の引例に基づく新規性及び進歩性欠如を主張しましたが、原審裁判所は、他の争点を判断することなく、乙6(公開特許公報)に基づいて本件特許権は無効であると判断しました¹。Xは、控訴をして、本件特許の無効審判において本件訂正後発明の訂正請求をしました。

2. 本件特許は次の経過を経たものです。

(1)原審の提訴前

○出願 本件原々出願の一部を分割して出願した原出願(特願2006-277062号)の一部を更に分割して、本件出願(特願2008-162678号)=設定登録

○訂正審判・審決取消 本件発明請求項1等について訂正することを求める訂正審判請求(訂正2016-390069号)=本件発明請求項1について審判請求は成り立たないとの審決←審決取消訴訟(知財高裁平成28年(行ケ)第10257号事件)提起=知財高裁請求棄却=確定

○訂正審判 本件発明請求項1等について訂正審判請求(訂正2018-390070号)=請求認容=確定

○無効審判・審決取消 Aが訂正後の本件発明請求項1等に特許無効審判請求(無効2020-800032号)→X訂

正請求=訂正請求を認めた上、無効審判請求は成り立たないとの審決←A審決取消訴訟(知財高裁令和3年(行ケ)第10139号事件)提起=請求棄却=確定

(2)一審判決後

○無効審判・審決取消 Z1本件発明請求項1を含む発明について特許無効審判請求(無効2023-800066号)→Xは、令和7年3月13日付けで、同請求項1について訂正請求(「令和7年訂正」、令和7年訂正後の本件発明を「本件訂正発明」)。特許庁は、この特許無効審判請求について審決をしておらず、Xの訂正請求の許否についても判断していない中で本件判決でした。

3. 控訴審での争点は多岐に及びますが、知財高裁は、①無効の抗弁の成否につき、本件特許の請求項1発明は乙6発明から容易想到であり無効とされるべきものか、②訂正の再抗弁の成否につき、令和7年訂正によって本件特許の無効理由は解消されるか、についてだけを判断しました。

4. 本件判決の概要

本件判決では次のとおり判断されました。

(1)本件発明の構成要件の分説

別表「本件発明」のとおり

(2)本件明細書の記載

裁判所は、本件明細書の記載についてごく短くまとめる、次のとおり認定しました。

背景技術として、外部ディスプレイに携帯電話からウェブページ、ゲーム、テレビなどの表示をさせるものがあるが、付属ディスプレイの画面サイズ・解像度が小さいことから、十分な表示ができない。そこで、携帯電話のデータ処理手段を生かして、パソコンを併用することなく、長文の電子メールやパソコン向けウェブページ、娯楽性の高いゲーム、さら

¹ <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94113.pdf>

次ページへ続く ▼

にはテレビ番組の映像などを大きな画面で表示すること、特に、長文の電子メールについては、垂直スクロールを繰り返すことなく読めること、パソコン向けウェブページについては、パソコンでの画面イメージに近いレイアウトで表示し、しかも水平スクロールを繰り返すことなく閲覧できること、が課題となり、付属ディスプレイの画面解像度よりも解像度が大きい画像を大画面外部ディスプレイ装置に表示する機能を有する携帯情報通信装置を提供することが必要となった。その解決手段が本件発明である。発明の効果として、本件発明の携帯情報通信装置においては、携帯情報通信装置のインターフェース手段に高解像度外部ディスプレイ手段を含む周辺装置、及び／又は、外部ディスプレイ手段が接続される周辺装置を接続して高解像度外部表示信号を送信することにより、該高解像度外部ディスプレイ手段の画面において、携帯情報通信装置に付属するディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する高解像度画像を表示することができることとなった。

(3) 乙6発明の認定

別表「乙6発明」のとおり

(4) 本件発明と乙6発明の一致点と相違点

①一致点(別表のグレーの部分)

②相違点

ア 相違点①'(別表のブルーの部分)

本件発明では、無線通信手段が、無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理する(前記中央演算回路が前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行う)(構成要件B、D、G')のに対し、乙6発明では、通信部12(無線通信手段)が、CPU11(中央演算回路)に復調した信号(デジタル信号)を送信し、前記CPU11(中央演算回路)が該復調した信号(デジタル信号)を受信して、該復調した信号(デジタル信号)が伝達する画像データを処理しているか明らかでないこと(2b"、2d1、2g"1)。

イ 相違点②'(別表のグリーンの部分)

本件発明は、高解像度画像受信・処理・表示機能(構成要件G'参照)を実現する場合に、ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出し、送信する機能を有する(構成要件H')のに対し、乙6発明は、そのような機能を有するか明らかでないこと(2h"')

(5) 相違点の容易想到性

ア 相違点①'について

裁判所は3つの公開公報²の記載から、「携帯情報通信装置の無線通信手段が、画像データを伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理することは、本件特許の優先日当時の当業者の技術常識であったと認められる。」と認定しました。なお、原審でも同じ技術常識を認定していますが、本判決と共通するのは1文献³で他の2文献⁴は別の公開公報によって認定されています。

そして、「本件特許の優先日当時、乙6発明に接した当業者は、上記技術常識を適用することより、通信部12が、無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、これをCPU11に送信し、CPU11がこれを受信して、復調したデジタル信号が伝達する画像データを処理するとの相違点①'に係る構成に想到することは容易であったといえることができる。」としました。

イ 相違点②'について

(ア)裁判所は、原審で言及されていない次の理由を付加しました。

「携帯電話機は、通常、利用者によって携帯された状態で使用されることを前提としており、その際には、表示しようとする画像データの解像度が内蔵された表示パネルの画面解像度より大きい場合であっても、内蔵された表示パネルに画像データを送信して表示させることは多言を要しない。そうすると、乙6発明の携帯電話機は、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を表示する機

² 特開2002-27038号公報、特開2003-319043号公報及び特開2003-244301号公報

³ 特開2002-27038号公報

⁴ 特開2001-245341号公報、特開2004-214766号公報

[次ページへ続く](#) ▼

能を実現する場合に、同画像情報を簡易型液晶表示パネル23に送信して、表示させると認められる。」

(イ)また、原審と同じ3つの公開公報⁵の記載から「携帯端末において、表示しようとする画像データの解像度が表示パネルの画面解像度より大きい場合に、表示パネルと同じ解像度の画像データを読み出し、当該データを伝達するデジタル表示信号を送信し、これを表示パネルに表示させることは、本件特許の優先日当時における技術常識であったと認められる。」と認定しました。

(ウ)結論として裁判所は、「本件特許の優先日当時、乙6発明に接した当業者は、簡易型液晶表示パネルでは明瞭に表示できない画像情報を簡易型液晶表示パネルに表示するに当たり、上記(イ)の技術常識を適用することにより、簡易型液晶表示パネル23の画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出すとの相違点②'に係る構成に想到することは容易であったといえることができる。」としました。

(6)令和7年訂正による無効理由の解消の成否について

ア 令和7年訂正は本件発明の「画像」を「動画像」に訂正するというもので構成要件G'、H'、Jを次のとおり訂正するものでした(訂正のある分説だけを記載)。

「G'前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画像データ」を伝達する無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル動画信号を受信して、該デジタル動画信号が伝達する動画像データを処理し、(略)、前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に動画像をリアルタイムで表示する機能(以下、「高解像度動画像受信・処理・表示機能」と略記する)を有する、携帯情報通信装置において、」

「H'・・・前記高解像度動画像受信・処理表示機能・・・」

「J' ことにより、前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する動画像」をリアルタイムで表示できるようにした、」

イ 本件訂正発明と乙6発明との一致点及び相違点

裁判所は一致点と相違点を認定し、相違点については本件発明との相違点①'②'(前記(4)②ア・イ)について「画像」を「動画像」と変更された相違点①"②"と、③の3点としました。

相違点③ 本件訂正発明は、外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する動画像」をリアルタイムで表示できるようにしたのに対し(構成要件G'、J')、乙6発明は、そのような機能を有するか明らかでないこと(2g'2、2j)。

ウ 相違点の容易想到性

A 相違点①"について

裁判所は、(ア)相違点①'②'で技術常識を認定した公開公報のうち4つの公報の記載から「本件特許の優先日当時、「画像」には、静止画像及び動画像の両方を含むとの技術常識が存在したと認められることができる。」としました。(イ)また、相違点①'で技術常識を認定した公開公報から、「本件特許の優先日当時、携帯情報通信装置の無線通信手段が、画像データを伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理することが技術常識であったと認められる。」とし、さらに、(ア)の技術常識に加えこれら公開公報には「「画像」には静止画像及び動画像の両方を含む旨の記載が存在する」ことから、「本件特許の優先日当時、携帯情報通信装置の無線通信手段が、動画像データを伝達する無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル動画信号を受信して、該デジタル動画信号が伝達する動画像データを処理することも、当業者の技術常識であったと認められる。」としました。そして、本件特許の優先日当時、乙6発明に接した当業者は、上記(ア)の技術常識から乙6発明の「画像」「画像情報」には、動画像、動画像情報を含むものと理解した上で、上記(イ)の技術常識を適用することより、通信部12が、無線動画信号を受信してデジタル動画信号に変換の上、これをCPU11に送信し、CPU11

⁵ 特開2000-66649号公報、特開2000-13776号公報及び特開2003-122339号公報

[次ページへ続く](#) ▼

がこれを受信して、復調したデジタル信号が伝達する動画画像データを処理するとの相違点①”に係る構成を想到することは容易であったということが出来る。」としました。

B 相違点②”について

(ア)裁判所は、「上記A(ア)の技術常識に照らせば、本件特許の優先日当時、乙6発明に接した当業者は、乙6発明の「画像」は動画画像を含むものと理解するといえるから、乙6発明の「携帯電話機が、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を表示する機能を実現する場合」は、本件訂正発明の「携帯情報通信装置が「高解像度動画画像受信・処理・表示機能を実現する場合」に相当する。」としました。

(イ)また、裁判所は、上記A(ア)の技術常識に加え、前記(5)イ(ア)で述べたところによって、「乙6発明の携帯電話機は、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない動画画像情報を表示する機能を実現する場合に、同動画画像情報を簡易型液晶表示パネル23に送信して、表示させると認められる。」としました。

(ウ)さらに、相違点②’で技術常識を認定した刊行物から、裁判所は「本件特許の優先日当時、携帯端末において、表示しようとする画像データの解像度が表示パネルの画面解像度より大きい場合に、表示パネルと同じ解像度の画像データを読み出し、当該データを伝達するデジタル表示信号を送信し、これを表示パネルに表示させることが技術常識であったと認められる。」とし、上記A(ア)の技術常識が存在することに加え、相違点②’で技術常識を認定した刊行物のうち2つには、上記技術常識に係る機能を動画画像において実現する旨の記載があることを理由として、「本件特許の優先日当時、乙6発明に接した当業者は、簡易型液晶表示パネルでは明瞭に表示できない動画画像情報を簡易型液晶表示パネルに表示するに当たり、簡易型液晶表示パネル23の画面解像度と同じ解像度を有する動画画像のビットマップデータを読み出し、送信するという相違点②”に係る構成に想到することは容易であったということが出来る。」と判示しました。

C 相違点③”について

(ア)裁判所は、2つの公開公報の記載から、「本件特許の優先日当時、携帯情報通信端末において、受信した動画画像データをリアルタイムで表示させることは、技術常識であったといえる。」としました。

(イ)そして裁判所は、「上記A(ア)の技術常識に照らせば、本件特許の優先日当時、乙6発明に接した当業者は、乙6発明の「画像」は動画画像を含むものと認識するとともに、上記(ア)の技術常識により、乙6発明に係る携帯電話機が、動画画像をリアルタイムで表示させることができると認識するといえる。

そうすると、乙6発明の「通信部12が、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を受信し」(2g”1)、「CRT表示器24等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく(スクロール操作することなく)表示する」(2h”)構成は、本件訂正発明の「無線通信手段が『本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい動画画像データ』を伝達する無線動画信号を受信し」、「外部ディスプレイ手段に動画画像をリアルタイムで表示する」(構成要件G”、J”)構成に相当する」として、相違点③は実質的な相違点ではないと判断しました。

6. 本件特許は訂正や無効審判を経たものですが、公開公報の乙6と数件の公開公報から認定された技術常識によって進歩性を欠くとされました。同じ特許に基づいて携帯電話等メーカーを被告とした事件が何件もあり知財高裁で本判決と同日に同じ理由でまとめて判決が出されています。多数の争点がありますが、地裁では無効の抗弁だけが判断され、高裁では、無効の抗弁と、特許庁の判断がまだでていない訂正請求に基づいた再抗弁については訂正によっても無効理由が解消されない点についてのみ判断しており、無効を巡った争いだけに争点を絞り込んだ判断がされており興味深いところです。

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【別表】

	本件発明		乙6発明
A	ユーザーがマニュアル操作によってデータを入力し、該入力データを後記中央演算回路へ送信する入力手段と;	2a	各種データの入力を可能とし、入力されたデータをCPU11に送信する操作部20と;
B	無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、後記中央演算回路に送信するとともに、後記中央演算回路から受信したデジタル信号を無線信号に変換して送信する無線通信手段と;	2b"	アンテナ12aを有し、送信信号の変調及び受信信号の復調機能を有し、CPU11に制御される通信部12と;
C	後記中央演算回路を動作させるプログラムと後記中央演算回路で処理可能なデータファイルとを格納する記憶手段と;	2c	CPU11が実行する各種プログラムを格納するROM14及びユーザ設定データ等を格納するRAM13と;
D	前記入力手段から受信したデータと前記記憶手段に格納されたプログラムとに基づき、前記無線通信手段から受信したデジタル信号に必要な処理を行い、リアルタイムでデジタル表示信号を生成するか、又は、自らが処理可能なデータファイルとして前記記憶手段に一旦格納し、その後読み出した上で処理する中央演算回路と、該中央演算回路の処理結果に基づき、単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み/読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を後記ディスプレイ制御手段又は後記インターフェース手段に送信するグラフィックコントローラと、から構成されるデータ処理手段と;	2d1	ROM14に格納されたプログラムに基づき、入力された表示データ(外部から取り込んだ画像情報)を、ドットデータとして簡易型液晶表示パネル23やCRT表示器24等の大型ディスプレイに送信するよう制御するCPU11と;
		2d2	CPU11の制御下で、入力された表示データを画像メモリ22に記憶させるとともに、画像メモリ22に記憶させた表示データ(ドットデータ)を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル23又はCRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子25に送信する表示制御回路21と;
E	画面を構成する各々の画素が駆動されることにより画像を表示するディスプレイパネルと、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき前記ディスプレイパネルの各々の画素を駆動するディスプレイ制御手段とから構成されるディスプレイ手段と;	2e	表示制御回路21から送られてきた表示データを表示する簡易型液晶表示パネル23と;
F	外部ディスプレイ手段を備えるか、又は、外部ディスプレイ手段を接続するかする周辺装置を接続し、該周辺装置に対して、前記グラフィックコントローラから受信したデジタル表示信号に基づき、外部表示信号を送信するインターフェース手段と;を備え、	2f	CRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されており、表示制御回路21から送られてきた表示データをCRT表示器24等の大型ディスプレイに送信するモニタ端子25とを備え;
G'	前記無線通信手段が「本来解像度が前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データ」を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、前記中央演算回路に送信し、前記中央演算回路が該デジタル信号を受信して、該デジタル信号が伝達する画像データを処理し、前記グラフィックコントローラが、該中央演算回路の処理結果に基づき、前記単一のVRAMに対してビットマップデータの書き込み/読み出しを行い、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段又は前記インターフェース手段に送信して、前記ディスプレイ手段又は前記外部ディスプレイ手段に画像を表示する機能(以下、「高解像度画像受信・処理・表示機能」と略記する)を有する、携帯情報通信装置において、	2g" / 1	通信部12が、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を受信して復調の上、CPU11が、ドットデータとして簡易型液晶表示パネル23やCRT表示器24等の大型ディスプレイに送信するよう表示制御回路21を制御し、
		2g" / 2	CPU11の制御下で、表示制御回路21が、表示データを画像メモリ22に記憶させるとともに、画像メモリ22に記憶させた表示データ(ドットデータ)を電話機本体に設けられた簡易型液晶表示パネル23又はCRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子25に送信して、簡易型液晶表示パネル23又はCRT表示器24等の大型ディスプレイに画像を表示する機能を有する、携帯電話機において、
H'	前記グラフィックコントローラは、前記携帯情報通信装置が前記高解像度画像受信・処理・表示機能を実現する場合に、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能と、前記単一のVRAMから「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し、「該読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し、該デジタル表示信号を前記インターフェース手段に送信する機能と、を實現し、	2h" /	携帯電話機が、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を表示する機能を実現する場合に、表示制御回路21は、画像メモリ22に記憶させた表示データ(ドットデータ)をCRT表示器24等の大型ディスプレイに接続されたモニタ端子25に送信し、CRT表示器24等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく(スクロール操作することなく)表示する機能を実現し、
I	前記インターフェース手段は、前記グラフィックコントローラから受信した「ビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を、デジタルRGB、TMDS、LVDS(又はLDI)及びGVIFのうちのいずれかの伝送方式で伝送されるデジタル外部表示信号に変換して、該デジタル外部表示信号を前記周辺装置に送信する機能を有する、	2i	モニタ端子25は、表示制御回路21から受信した表示データ(ドットデータ)をCRT表示器24等の大型ディスプレイに表示できるようにして送信する機能を有する、
J	ことにより、前記外部ディスプレイ手段に、「前記ディスプレイパネルの画面解像度より大きい解像度を有する画像」を表示できるようにした、	2j	ことにより、CRT表示器24等の大型ディスプレイに、簡易型液晶表示パネル23では明瞭に表示できない画像情報を、欠落なく(スクロール操作することなく)表示できるようにした、
K	ことを特徴とする携帯情報通信装置。	2k	携帯電話機

[目次へ戻る](#)


本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

タイプ2糖尿病の治療薬の発明にかかる特許に無効理由があると判断した審決取消訴訟



廣瀬 崇史

PROFILE [はこちら](#)

知財高裁(4部)令和8年2月9日判決(令和7年(行ケ)第10054号)裁判所ウェブサイト
(タイプ2糖尿病治療薬事件)

1 事案の概要

原告Xは、発明の名称を「DPPIVインヒビターの使用」とする発明に係る特許(特許第6143809号、「本件特許」)の特許権者です。本件特許は、平成27年6月16日に分割出願され(パリ条約による優先権主張は平成18年5月4日。「本件優先日」)、平成29年5月19日に特許権の設定登録がされました。被告Y1は、令和5年7月に、本件特許について、無効審判請求を、被告Y2は、特許法148条1項により請求人としてこの審判に参加しました。特許庁は、令和7年3月19日、請求項1～8に係る発明(なお、請求項1に係る発明を「本件発明1」と呼びます。)についての特許を無効とするとの審決(「本件審決」)をし、その謄本は、同月31日に送達され、原告Xは、令和7年5月30日、本件審決の取消しを求めて本件訴えを提起しました。

2 本件審決の概要

前提として本件審決の概要を報告します。本件審決は、後述の技術常識2を踏まえて、本件優先日前に頒布された刊行物である特表2006-503013号公報(「甲1文献」)記載の発明(「甲1発明1」)を、以下の内容で認定しています。

DPP-IV阻害活性を有する1-[(4-メチル-キナゾリン-2-イル)メチル]-3-メチル-7-(2-ブチン-1-イル)-8-(3-(R)-アミノ-ペペリジン-1-イル)キサンチン(判決注:本件化合物)を含有する、タイプII真性糖尿病を治療するための薬理組成物であって、本件化合物が経口経路により投与される、前記薬理組成物。

また、本件審決は、前提として、本件優先日当時、次の4つの技術常識が存在する旨を述べています。

技術常識1:糖尿病は、慢性の高血糖状態を特徴とする代謝疾患であり、代謝異常が長く続くと特有の合併症(網膜症、腎症、神経障害など)が起こることから、糖尿病の治療目的は、血糖をコントロールすることにより、高血糖状態を改善し、糖尿病の合併症の予防及び治療を行うことにあるところ、単独の血糖降下薬の投与で血糖コントロールが不十分な場合には、作用機序の異なる経口血糖降下薬を併用すること

技術常識2:DPPIV阻害薬は、2型糖尿病の経口投与可能な治療薬として使用可能であること

技術常識3:医薬品の用量は、通常、非臨床試験の結果等を総合的に判断し、ヒトに対して十分に安全と見込まれる用量を推定して初回投与量とし、段階的に用量を増して安全用量の範囲を推定する第I相試験から、第II相試験、第III相試験へと順に進めていく手順を踏んで、最終的に決定されること

技術常識4:第I相試験における初回投与量は、動物実験によって決定された量よりも相当程度減量して(50%致死量(LD₅₀)の1/600以下、50%有効量(ED₅₀)の1/60以下、推定臨床用量の1/10～1/20、無毒性量(NOEL)のヒト等価用量(HED)の1/10など)、ヒトに対する安全性を考慮して決定すること

そして、本件審決は、甲1発明が上記のとおり認定されるとしつつ、本件発明1と甲1発明1の間には相違点1(本件発明1においては、「5mg用量」「1日に1回投与する」と特定されているのに対し、甲1発明1においては、用量及び投回数とは特定されていない。)がある旨を認定していました。その上で、本件審決は、技術常識3を踏まえれば、甲1発明

¹ 本件特許の請求項1は、次のとおりでした。

「経口投与用に5mg用量の1-[(4-メチル-キナゾリン-2-イル)メチル]-3-メチル-7-(2-ブチン-1-イル)-8-(3-(R)-アミノ-ペペリジン-1-イル)キサンチンを含む、タイプ2糖尿病の治療用医薬組成物であって、1日に1回投与するための前記医薬組成物。」

[次ページへ続く](#) ▼

を、相違点1に係る本件発明1の構成を有するものとするとは、当業者が通常有する創作能力の範囲でなし得るとし、進歩性が欠如している旨を認定しました。

3 知財高裁の判断

結論として、知財高裁は、上記の技術常識を重視し、本件審決の判断を維持しました。以下では、知財高裁の判断の概要を紹介いたします。なお、紙面の関係で、本件発明1に関する判断のみを紹介いたします。

(1) 原告Xは、本件審決における甲1発明及び相違点1の各認定(例えば技術常識2に関する認定を含む。)は誤りである旨主張するため、知財高裁は、まずこの点について検討しています。

ア 技術常識2の認定について

知財高裁は、本件優先日当時、甲1発明の出願人である原告X以外にも、複数の製薬会社(当業者)が、DPPIV阻害薬によって2型糖尿病を治療する発明につき特許出願を行い、複数のDPPIV阻害薬につき2型糖尿病治療薬としての薬事承認に向けた臨床試験が進められていたことが認められるとしました。その上で、知財高裁は、本件優先日当時、DPPIV阻害薬一般が、DPPIV阻害活性に基づいてインスリンの作用を増強することにより、2型糖尿病(タイプ2糖尿病)に対して治療効果を有し、経口投与可能な治療薬として使用可能であることは、当業者にとって技術常識であったとみることができる旨を認定し、本件審決における技術常識2の認定に誤りはないとしています。これに対し、原告Xは、本件優先日当時、DPPIV阻害薬が未だ2型糖尿病の治療薬として薬事承認を得ておらず、実際の治療にも使用されていなかったことを指摘し、使用可能との技術常識までは存在しなかったと主張していましたが、知財高裁は、薬事承認は、医薬品として製造販売することを承認する行政行為であり、承認がなければ実際の治療には使用できな

いものであるが、このことと、当該医薬品が特定の疾病に対して治療効果を有するかに係る当業者の認識は別個の問題であり、DPPIV阻害薬については、本件優先日当時において、当業者の間に、上記技術常識が存在していたと認められ、薬事承認の有無はこの点の判断を左右するものではないと判断しています。

イ 甲1文献に甲1発明が記載されていること

知財高裁は、当業者が、甲1文献には、上記の甲1発明が記載されていると認識する旨を認定しました。前提として、知財高裁は、甲1文献に次の記載がある旨を述べています。

(特許請求の範囲について)

・タイプII真性糖尿病等を治療するのに適した薬理組成物を製造するための、一般式Iで表される化合物のうち、本件化合物を含む30種類の化合物の使用についての発明が記載されている(請求項1、17、20)。

(発明の詳細な説明について)

- ・一般式Iで表される化合物はDPPIV阻害活性を有し、これにより特にタイプIまたはタイプII真性糖尿病を治療するために使用されること、このうち本件化合物を含む上記30種類の化合物が最も好ましい化合物であること(【0001】～【0003】、【0025】～【0027】)
- ・本件化合物は上記30種類のうちDPPIV阻害活性が最も強い6種類の化合物に含まれること(【0039】【表1】)
- ・一般式Iで表される化合物がその効果を達成するのに必要な用量は、経口経路による場合には1～1000mgの範囲、好ましくは1～100mgの範囲、1日当たり1～4回投与であること(【0043】)

そして、知財高裁は、これらの記載に接した当業者は、技術常識2を踏まえ、甲1文献には、本件審決が認定した甲1発明が記載されていると認識すると認められるとしました。なお、原告Xは、上記一般式Iで表される化合物は約7000にも及ぶ上、甲1文献には治療可能性がある多数の疾患が

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

記載されているから、この中から、本件化合物を、タイプII真性糖尿病を治療するため、経口経路により投与することを、積極的あるいは優先的に選択すべき事情を見出すことはできないと主張しましたが、知財高裁は、甲1文献に、本件化合物が、DPPIV阻害活性が最も高い6種類の化合物のうち1つとして記載されていること、タイプII真性糖尿病がDPPIV阻害薬の使用によって治療できる疾患として強調されていること、及び、技術常識2の存在を勘案すれば、当業者において、本件化合物及びタイプII真性糖尿病を積極的、優先的に選択することは自然な発想であるとしてきました。

ウ 小括

以上のような判断により、知財高裁は、本件審決における甲1発明及び相違点1の各認定に誤りはないと判断しました。

(2) 次に、原告Xが、本件審決が認定した相違点1につき、当業者が甲1文献の記載から「5mg用量」「1日1回投与」に想到することが容易であったとはいえない旨を主張していることから、この点について、知財高裁は判断をしています。

まず、知財高裁は、甲1文献の発明の詳細な説明には、一般式Iで表される化合物がその効果を達成するのに必要な用量は、経口経路による場合、好ましくは1～100mgの範囲であること、1日当たり1～4回投与すること(【0043】)が記載されていることを述べています。

そして、知財高裁は、医薬品の用量は、通常、非臨床試験の結果などを総合的に判断し、ヒトに対して十分に安全と見込まれる用量を推定して初回投与量とし、段階的に用量を増して安全用量の範囲を推定する第I相試験から、第II相試験、第III相試験へと順に進めていく手順を踏んで、最終的に決定されるとの技術常識3に照らせば、甲1文献に接した当業者は、上記幅のある数値の下限値(1mg、1日1回投与)を初回投与量の参考として用い、上記手順を踏ん

で最終的な用量を決定すると認められ、本件発明1が特定する「5mg」「1日1回投与」との用量は、上記手順を踏んだ結果、最終的に当業者が選択し得るいくつかの用量に当然に含まれるとみることができるとしました。

これらのことから、知財高裁は、当業者が、「5mg」「1日1回投与」との用量に想到することは容易であったと認められると判断しました。

以上のように、本件では、特定の医薬分野における技術常識の認定をし、当該技術常識を踏まえた引用発明の認定や相違点に関する容易想到性についての判断を示していることから、これらの点について、実務上、一定の参考になると思われ、その概要を紹介する次第です。

[目次へ戻る](#)



商標

使用による自他識別力の取得が否定された事例



水野 真孝

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和8年2月25日判決(令和7年(行ケ)第10092号)裁判所ウェブサイト
〔DEEP CLEANSING OIL事件〕

1 事案の概要

本件は、第3類「クレンジングオイル」を指定商品として原告(「X」)が商標登録出願(商願2017-96949号(「本件出願」))をしたところ、拒絶査定を受け、それに対して請求した拒絶査定不服審判も不成立となったため、これを不服としたXが、不成立審決取消訴訟を提起した事案です。

審判において、特許庁は、本件出願に係る商標(「本願商標」)が商標法3条1項3号(記述的商標)に該当し、かつ、同条2項(使用による自他識別力の取得)の要件も具備しないとして、審判請求を不成立とする審決(「本件審決」)をしました。本件訴訟において、裁判所は、特許庁と同様の判断をして、Xの請求を棄却しました。

2 本件審決の判断

本願商標は以下のとおりです。

【本願商標】



特許庁は、①本願商標は、これをその指定商品である「クレンジングオイル」に使用する場合、需要者に、その文字部分より、毛穴の汚れや古い角質などの皮膚の深部の汚れを落とすオイル状の洗浄剤という商品の品質を表示したものと認識、理解させるにとどまるとして、商標法3条1項3号が規定する記述的商標に該当し、②Xは、本願商標を、現在に至るまで長年に

わたって継続的に使用しているが、本願商標を付した商品(「本件商品」)の販売本数、販売実績及びブランドシェアは減少傾向にあることに加え、多数の化粧品メーカーが、毛穴の汚れや古い角質など皮膚の深部の汚れを落とすオイル状の洗浄剤の意味合いの表示として、本願商標と同様の文字を使用していることからすれば、本願商標が、需要者の間において、Xの業務に係る商品を表示する商標として、広く認識されるに至っているとは認められないとして、同条2項が規定する使用による自他識別力の取得には至っていないと判断しました。

3 裁判所の判断

(1)商標法3条1項3号(記述的商標)に関する判断

裁判所は、以下の点から、本願商標が商標法3条1項3号に該当する旨を判示しました。

- ・「DEEP CLEANSING OIL」との欧文字部分は、指定商品「クレンジングオイル」に使用された場合、需要者に対し、毛穴の汚れや古い角質など皮膚の深部の汚れを落とすオイル状の洗浄剤を認識させるものであり、商品の品質を表示する標章に当たる。
- ・本願商標の文字部分は、幾分デザイン化されているとはいえ、字体や配置に外観上顕著な特徴があるということはない。さらに、文字部分を枠で囲み、枠内の背景色を文字部分とコントラストをつけた色とすることは、文字部分を目立たせるためのありふれた手法であり、本願商標の指定商品と類似する化粧品についても同様の表示を採用する商品が複数存在する。
- ・したがって、本願商標は出所識別標識としての機能を有するとは評価できない。

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(2) 商標法3条2項(使用による自他識別力の取得)に関する判断

裁判所は、本願商標が商標法3条2項に該当するかを判断するに当たって、①Xが約30年にわたり本願商標を付した本件商品を継続的かつ大量に販売してきたこと、②本件商品について新聞広告等による宣伝活動が活発に行われるとともに、女性雑誌に多数回にわたって取り上げられたこと、③平成22年までは人気ランキングにおいてクレンジング部門の第1位に選出されたことなどからすれば、同年ないし平成23年頃の時点においては、本願商標は、Xの業務に係る本件商品を示す標章として、全国の需要者に相当程度浸透していたと認めることができると認定しました。

しかしながら、裁判所は、以下の理由から商標法3条2項の適用を否定しました。

- ・遅くとも平成21年4月以降、複数の化粧品メーカーが「DEEP CLEANSING OIL」「Deep Cleansing Oil」又は「ディープクレンジングオイル」の文字を商品名に含むクレンジングオイルの販売を開始しており、本件審決時にはX以外の約20社の化粧品メーカーによって同種表示を用いた商品が販売されていた。
- ・本件商品の表面には本願商標とともに企業名「DHC」の欧文文字も表示されており、広告類でも「DHCディープクレンジングオイル」「DHC薬用ディープクレンジングオイル」等と表記されていた。このことを考慮すると、需要者が本願商標によりXの業務に係る商品であることを認識することができるのと認めることは困難である。

また、Xは、商標法3条2項に関する本件審決の判断、すなわち、本件商品に係る近年の販売本数、販売実績及びブランドシェアが減少傾向にあることを理由として商標法3条2項該当性を否定した判断について、これらの事実は必ずしも本願商標の知名度の低下に結びつくものではなく、誤りであるとも主張しました。

しかし、裁判所は、過去の一時期において本願商標がXの業務に係る商品を示すものとして需要者の間に広く認識されていたとしても、それはその時点までの宣伝広告や販売実績によるものであって、その後に販売実績やシェアが低下すれば本願商標に係る需要者の認識の低下に結びつき得るため、この点を指摘した本件審決の判断に誤りがあるということとはできないと判示しました。

なお、本件商品は、平成29年には約52億円の販売実績と13.4%のブランドシェアがあったところ、令和5年には26億9000万円の販売実績と6.3%のブランドシェアであったと認定されています。

4 まとめ

上記のとおり、裁判所は、商標法3条1項3号に規定する記述的商標と判断した本願商標について、同条2項に規定する使用による自他識別力の取得も否定し、本件出願を拒絶した特許庁の判断を維持しました。商標法3条2項該当性の判断基準時は、査定時点又は審決時点であるところ、使用による自他識別力の取得に関して、ある時点において本願商標は全国の需要者に相当程度浸透していたと認定した上で、その後の事情(販売シェア低下、本願商標類似の表示を用いた競合品の存在等)から、商標法3条2項該当性を否定した点が本件の特徴といえます。本件は事例判断ですが、時期によって商標に係る需要者の認識を判断した点で参考になると思ひ、ご紹介した次第です。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



執筆情報のご案内

「数値限定発明の数値を僅かに外れる製品等につき文言侵害及び均等侵害の成立を否定した事例 —熱可塑性樹脂組成物事件控訴審判決—」

- 執筆者 古庄 俊哉
- 掲載誌 知財管理 Vol.76 No.3
- 出版日 2026年3月20日
- 出版社等 一般社団法人日本知的財産協会

「最新トピックスで学ぶ知的財産法【第69回】—ネットワーク関連発明の越境利用(後編)—」

- 執筆者 松本 健男
- 掲載誌 企業と発明Lite2026年2月号
- 出版日 2026年2月20日
- 出版社等 一般社団法人大阪発明協会

「法律実務家のための広告・表示関連法務の基礎知識」

- 執筆者 長谷部 陽平 古川 昌平
- 出版日 2026年2月
- 出版社等 株式会社有斐閣

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。